

エコクリーンプラザみやざき運転管理等業務委託事業 基本協定書（案）

エコクリーンプラザみやざき運転管理等業務委託事業（以下「本事業」という。）に関して、宮崎市（以下、「甲」という。）、及び代表企業を[●]（以下、「代表企業」という。）とし、その他の構成企業を[●]及び[●]とする●グループ（以下、「乙」という。）は、次の条項により、この基本協定を締結する。

甲と乙は、各々対等な立場における合意に基づいて、次のとおり本事業に関する基本的な事項についてこの基本協定を締結し、遵守することとする。

（目的及び用語）

第1条 この基本協定は、本事業に関し乙が優先交渉権者として選定されたことを確認し、甲と乙との間での運転管理等業務委託契約（以下「業務委託契約」という。）の締結並びに本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的として、甲及び乙の義務について必要な事項を定めるものとする。

2 この基本協定で特に定義されない用語のうち、要求水準書（本事業の公募プロポーザルにおいて甲が公表した要求水準書をいう。以下同じ。）で使用されているものは、要求水準書で有する意味と同様の意味を有する。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第2条 甲は、本事業が民間によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 乙は、本事業が長期包括的な施設の運転管理を主な内容とする公共性の高い事業であることを十分に理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。

（事業日程）

第3条 本施設のうち、焼却施設、リサイクル施設、管理型最終処分場、水処理施設及び管理共同利用施設（以下「本件対象施設」という）の運転管理等業務（以下「本業務」という。）の事業期間は令和3年4月1日から令和18年3月31日までとする。ただし、業務委託契約の規定により期間を変更できるものとする。

（特別目的会社の設立等）

第4条 乙は、この基本協定締結後、速やかに、次に掲げる要件を満たす特別目的会社（以下「受託者」という）を設立し、商業登記の全部事項証明書及び定款の原本証明付の写しを添えて、甲にその設立を別紙1に定める内容により報告しなければならない。

- (1) 会社法(平成17年法律第86号)に基づく株式会社とすること。
- (2) 受託者の本店所在地は宮崎市内とすること。
- (3) 本事業に関する業務の実施のみを目的とすること。
- (4) 会社法第326条第2項に従い監査役及び会計監査人の設置に関する定款の定めを置いていること。
- (5) 会社法第108条第2項各号に定める事項に関する定款の定めを置いていないこと。
- (6) 受託者の株主の構成及び出資額は、別紙2に記載するとおりとすること。

2 乙は、会社の取締役が選任され、又は改選されたとき、その他商業登記の登記事項に変更があったときは、受託者をしてこれを甲に報告させるものとする。

(株主の誓約)

第5条 乙は、この基本協定が効力を失うまでの期間において、次の事項を甲に対して誓約し、遵守する。

- (1) この基本協定締結以後の受託者の株主の構成及び出資額は、別紙2に記載するとおりとし、必要な新株を引き受けること。ただし、甲の承諾を受けたときは、この限りでない。
- (2) 甲の事前の承諾なくしてその保有する受託者発行の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。
- (3) 代表企業の議決権付普通株式の保有割合が事業者の構成中最高でなければならない。
- (4) 前条第1項第1号から第5号までに反する内容の株主総会の議決提案に賛成しないこと。

(甲及び乙の誠実対応)

第6条 甲及び乙は、業務委託契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

(準備行為等)

第7条 業務委託契約の締結前であっても、乙は、本事業に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で乙に対して協力するものとする。

2 前項の協力の結果は、業務委託契約締結後、必要に応じ、前項の準備行為にかかる本事業の各業務を担当する者に速やかに引き継ぐものとする。

(業務委託契約の締結)

第8条 甲と乙は令和2年8月末日までに業務委託契約を締結するよう、それぞれ最大限の努力をするものとする。

2 甲及び乙は、前項の契約締結後も、本事業の遂行のために協力するものとする。

(資格制限、指名停止等)

第9条 乙のいずれかの者が入札参加停止の措置を受けたときは、甲は、業務委託契約を締結せず、この基本協定を含めて締結済みの業務委託契約を解除する。

ただし、指名停止等の措置を受けた企業の変更又は脱退の申し出があり、これについて甲が認めたときは、この基本協定を解除せず、本事業を続行する。

2 前項本文に定める場合において、甲に損害が生じたときは、業務委託契約の締結、不締結又は解除にかかわらず、甲は、乙に対して損害の賠償を請求できるものとする。

(業務委託契約不締結等に係る賠償の予定)

第10条 第19条第1項に該当する場合を除き、乙のいずれかの者の責に帰すべき事由により業務委託契約を締結しないとき(前条第1項第1号による場合及び第21条第1項による場合を含む。)は、甲は、賠償金として、乙の提案価格(見積もり合わせ後は決定価格とする。)の100分の5に相当する額を乙から徴収できるものとする。

2 乙は、甲に生じた損害の額が前項に規定する賠償金の額を超えるときは、その超過分を甲に賠償しなければならない。

3 乙は、第1項の賠償金及び前項の損害の賠償金を、共同連帯して支払わなければならない。

(業務委託契約不調の場合の処理)

第11条 業務委託契約の締結に至らなかった場合は、既に甲及び乙が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、第9条、第10条及び第19条に規定する金額の請求を除き、相互に債権債務関係が生じないことを確認する。

(役割分担)

第12条 本事業の実施において、乙は、次の各号に定める役割及び業務実施責任を負う。

(1) 本件対象施設の運転管理等業務を行う。

(2) 代表企業は、前号に規定された業務の全体統括及び調整を行うほか、業務委託契約の期間中の乙への技術その他に関する支援を行う。

2 乙が前項第2号の役割を担い、業務実施責任を負担するための契約構成は、別紙3のとおりとする。

3 乙は、工事請負事業者による延命化工事の期間中においても乙が本業務を実施することから、本事業の円滑な実施のため相互に協力してその業務を実施しなければならない。

(本件対象施設の業務)

第13条 本業務の概要は、要求水準書に定めるとおりとする。

2 甲は本業務を受託者に委託し、次に掲げる業務を実施できるよう努めるものとする。

(1) 業務委託契約締結後、事業の開始までに、本件対象施設の業務にかかる必要な準備を行い、事業の開始までの期間においてその業務を実施すること。

(2) 業務委託契約に基づき委託を受ける本業務を実施するための資格者、人員等を確保すること。

3 前2項のほか、本業務に係る契約条件の詳細は、業務委託契約による。

(受託者への支援等)

第14条 代表企業は、業務委託契約に基づく受託者の甲に対する損害賠償義務及び違約金支払義務(以下、総称して「主たる債務」という。)の履行を連帯して保証するものとし、業務委託契約の締結と同時に、別紙4に定める内容の保証書を作成し、甲に提出しなければならない。

(計算書類等の提出)

第15条 乙は事業期間の終了まで、それぞれ会社法上要求される計算書類及びその附属明細書の写し又は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)上要求される有価証券報告書の写しを、当該企業の毎会計年度終了後3か月以内に甲に提出しなければならない。なお、当該企業が会計監査人設置会社でない場合、監査法人又は公認会計士が監査を行った計算書類及びその附属書類を甲に提出するものとする。

(基本協定上の権利義務の譲渡の禁止)

第16条 甲及び乙は、他の当事者の承諾なくこの基本協定上の権利義務について第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

(債務不履行等)

第17条 甲及び乙は、この基本協定の義務を履行せず、その責に帰すべき事由により他の当事者に損害を与えた場合は、その責を負うべき者がその損害を賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

第18条 甲及び乙は、この基本協定に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持し、かつ、責任をもって管理し、この基本協定の履行以外の目的にかかる秘密情報を使用してはならず、この基本協定に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

(1) 開示の時に公知である情報

(2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報

(3) 相手方に対する開示の後に、甲又は乙のいずれの責にも帰すことのできない事由によ

り公知となった情報

(4) 甲及び乙が、この基本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の定めにかかわらず、甲及び乙は、次の場合に限り相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、第1号の場合及び相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

(1) 受託者に開示する場合

(2) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負う者に開示する場合

(3) 法令等に従い開示が要求される場合

(4) 権限ある官公署の命令に従う場合

(5) 甲と乙につき守秘義務契約を締結した甲のアドバイザー又は乙と守秘義務契約を締結した乙の下請企業に開示する場合

(6) 甲が本件対象施設の運転管理等に関する業務を受託者以外の第三者に委託する場合の当該第三者に開示する場合又はかかる第三者を選定する手続において特定又は不特定の者に開示する場合

(談合その他不正行為による解除)

第19条 甲は、乙のいずれかの者が本事業にかかる事業者選定手続に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、業務委託契約を締結せず、又は締結済みの業務委託契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が乙のいずれかの者に対して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき。

(2) 公正取引委員会が乙のいずれかの者に対して、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙のいずれかの者の代表者、役員又は使用人について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき。

2 乙のいずれかの者が、本事業の公募プロポーザルによる事業者選定手続に関し、前項各号のいずれかに該当したときは、乙は、業務委託契約の締結、不締結又は解除にかかわらず、乙の提案価格（業務委託契約締結後は、契約書の契約金額（変更契約をしている場合は

変更後の契約金額。以下同じ。)とする。)の合計額の100分の10に相当する金額を損害賠償金として甲が指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の規定は、甲に生じた損害額(提案金額と自由かつ公正な競争によって形成されたであろう適正価格との差額)が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、甲がその超える分について乙に請求することを妨げるものではない。

4 第2項の損害賠償金及び前項の損害については、甲の請求を受けたときは、乙が共同連帯して支払うものとする。

(反社会勢力排除)

第20条 乙のいずれかの者が次の各号のいずれかに該当するときは、甲はこの基本協定を解除することができる。

(1) 役員等(乙のいずれかの者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約又は、業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(2) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙のいずれかの者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第6号に該当する場合を除く。)に、甲が当該者に対して当該契約の解除を求め、当該者がこれに従わなかったとき。

2 甲は、この基本協定を解除したときは、業務委託契約を締結せず、又は締結済みの業務委託契約を解除する。

3 本条の適用は、この基本協定の締結から第8条第1項に基づき甲と受託者が業務委託契約を締結したときまでとする。

(管轄裁判所)

第21条 この基本協定に係る訴訟については、宮崎地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(この基本協定の期間)

第22条 この基本協定の期間は、基本協定締結の日から本事業の事業期間終了の日までとする。

(準拠法及び解釈)

第23条 この基本協定は、日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈される。

2 この基本協定及び関連書類、書面による通知は、日本語で作成される。また、この基本協定の履行に関して当事者間で用いる言語は、日本語とする。

3 この基本協定の変更は、書面で行うものとする。

(定めのない事項)

第24条 この基本協定に定めのない事項については、宮崎市の規則によるほか、甲及び乙が別途協議して定めることとする。

この基本協定の締結の証として、本書●通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

(締結日)令和 年 月 日

(甲)

宮崎県宮崎市橘通西一丁目1番地1

宮崎市

宮崎市長 戸 敷 正

(乙)

●グループ

代表企業

[住所]

[事業者名]

[代表者]

構成企業

[住所]

[事業者名]

[代表者]

構成企業

[住所]

[事業者名]

[代表者]

構成企業

[住所]

[事業者名]

[代表者]

構成企業

[住所]

[事業者名]

[代表者]

別紙1（第4条関係）

報告書

宮崎市長 様

エコクリーンプラザみやざき運転管理等業務委託事業(以下「本事業」という。)について、その事業者選定にかかる公募プロポーザルの手続において優先交渉権者に選定された●グループの代表企業である[●]並びに構成企業である[●]及び[●]は、令和●年●月●日付けの本事業にかかる基本協定書（以下「基本協定書」という。）の市との締結により受託者となり、基本協定書に基づき本事業のうち本件対象施設に関する業務のみを実施する会社を設立したので下記のとおり報告いたします。なお、本報告書において用いられる用語は、特に本報告書で定められるものを除き、基本協定書において定められるものと同様の意味を有するものとします。

令和●年●月●日

[代表企業]

[構成企業]

[構成企業]

記

1 設立した会社

会社の名称：

設立日：令和●年●月●日

本店所在地：

役員等：

代表取締役

取締役

取締役

監査役

会計監査人

2 株主の表明

本報告書の作成者であり受託者の株主である[●]、[●]及び[●]は、市に対し、受託者について次の事項が真実であることを表明します。

- (1) 受託者は、会社法(平成17年法律第86号)に基づく株式会社です。
- (2) 受託者の本店所在地は、宮崎市内です。
- (3) 受託者は、本事業のうち本施設の運転管理等に関する業務の実施のみを目的としています。
- (4) 会社法第326条第2項に従い監査役及び会計監査人の設置に関する定款の定め

を置いています。

(5) 会社法第108条第2項各号に定める事項に関する定款の定めを置いていません。

(6) 受託者の資本金、発行済株式総数、株主の構成及び出資額は次のとおりです。

資本金額： ●円

発行済株式総数： ●株

株主内訳：

名称 保有株式 出資額

[代表企業] ●株 ●円

[構成企業] ●株 ●円

[構成企業] ●株 ●円

3 株主の誓約

受託者の株主である[●]、[●]及び[●]は、保有株式について基本協定書が効力を失うまでの間、次の事項を遵守することを市に対して誓約します。

(1) 基本協定締結以後の受託者の株主の構成及び出資額は、基本協定書添付の別紙2に記載するとおりとし、必要な新株を引き受けることとします。ただし、市の承諾を受けたときは、この限りではありません。

(2) 市の事前の承諾なくしてその保有する受託者発行の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行いません。

(3) 代表企業は常に受託者の株式を保有するものとし、その議決権付普通株式の保有割合は事業者の構成中最高であることとします。

(4) 上記2の第1号から第5号に定める内容に反する定款変更にかかる株主総会の議決提案に賛成しないこととします。

4 この報告書に次の書類を添付します。

- ・受託者の商業登記の全部事項証明書
- ・受託者の定款(代表取締役による原本証明書付)

別紙2（第4条関係）

受託者の資本金及び株主構成

1. 設立時

受託者の資本金の額 ●円

受託者の発行済株式の総数 ●株

出資者（代表企業）

商号 【商号】

所在地 【住所】

出資額 【〇〇〇〇】

引き受ける株式の総数 【〇〇〇〇】

出資者（構成企業）

商号 【商号】

所在地 【住所】

出資額 【〇〇〇〇】

引き受ける株式の総数 【〇〇〇〇】

出資者（構成企業）

商号 【商号】

所在地 【住所】

出資額 【〇〇〇〇】

引き受ける株式の総数 【〇〇〇〇】

※ 提案書の内容に基づいて記載します。

2. その後の資本金及び株主構成

※ 提案書の内容に基づき上記1.の記載例に従って記載します。

別紙3（第12条関係）

契 約 構 成

* 公募説明書及び優先交渉権者の提案に基づいて記載します。

別紙4（第14条関係）

保証書

宮崎市長 様

[代表企業](以下「当社」という。)は、エコクリーンプラザみやざき運転管理等業務委託事業(以下「本事業」という。)に関し、宮崎市(以下、「市」という。)と本事業の公募プロポーザルによる手続において優先交渉権者に選定された●グループは、令和●年●月●日付で本事業にかかる基本協定書を市と締結したことにより本事業の受託者となり、同協定書第14条に基づき本保証書を市に差し入れます。なお、本保証書において用いられる用語は、特に本保証書で定められるものを除き、基本協定書において定められるものと同様の意味を有するものとします。

(保証)

第1条 当社は、本保証書に定められた条件に従い、市と[受託者](以下「受託者」という。)が令和●年●月●日付けで締結した運転管理等業務委託契約(以下「業務委託契約」という。)に基づく運営事業者の市に対する損害賠償義務及び違約金支払義務(以下、総称して「主たる債務」という。)の履行を受託者と連帯して保証します。

(運転管理等業務委託契約の変更)

第2条 市は、事業期間の変更、延長、業務委託料の変更その他委託契約又は主たる債務の内容に変更が生じたことを知ったときは、遅滞なく当該事項を当社に対して通知するものとします。その場合、本保証書に基づく保証の内容は、市による通知の内容に従って、当然に変更されるものとします。

(保証履行の請求)

第3条 市は、保証債務の履行を請求しようとするときは、当社に対して、市が保証債務履行請求書を送付するものとします。当社は、かかる保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に、当該請求に係る保証債務の支払いを完了します。

(保証履行による代位)

第4条 当社は、市の同意がある場合を除き、業務委託契約に基づく受託者の債務がすべて履行されるまで、当社が保証債務を履行したことにより、受託者に対する求償権及び代位によって取得した権利を行使することができないものとします。

令和●年●月●日

[代表企業]

住所：

名称：

代表者：